

進学準備給付金について

生活保護世帯で、高校等を卒業して大学等に進学する方に対して一時金を支給します。

R5.4.1

対象進学先 : 大学、短大、専修学校専門課程（いわゆる専門学校）、
職業能力開発大学の専門課程、水産大学校、海上技術大学校
国立看護大学校、その他要件を満たす各種学校等

支給額 : 進学のために転居する際は 【30万円】
現在の自宅から通学する際は 【10万円】

申請時期 : 合格後に入学手続きを開始した日以降、原則、生活保護世帯に
属している間

詳細な支給の条件（対象となる方、進学先）は、担当のケースワーカーにご確認ください。

奨学金等を受けながら大学等に進学すると世帯分離という取り扱いになります。
進学した後は、進学した方の分の生活保護費は支給されませんが、
現在の自宅から通学する方の世帯については、2018年4月より住宅扶助費を
減額しないこととしています。

あなたが大学等に進学するにあたっては一時金の支給以外にも
奨学金制度等の様々な支援策がありますので
進学後の生活について計画を立てられるように
高校等の卒業後の進路についてはできるだけ早い
時期からケースワーカーに相談しましょう。



 厚生労働省

【問合せ】 佐倉市役所社会福祉課保護1, 2班
【連絡先】 043-484-6134 (直)